



Title	外国で成立した身分関係の承認
Author(s)	北坂, 尚洋
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/43346
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	北坂尚洋
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第16720号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	外国で成立した身分関係の承認
論文審査委員	(主査) 教授 松岡 博 (副査) 教授 渡邊 晃之 教授 野村 美明

論文内容の要旨

人々の国際的な移動がより一層頻繁になっている現代では、婚姻や親子関係といった身分関係が外国で成立することが増えているということは容易に推測できることであり、外国で成立した身分関係が内国ではどのように取り扱われるかという問題は、これまでとは比較にならないほどその重要性を増していると言えよう。さらに、外国で成立した身分関係の承認の問題には、国際私法や国際民事訴訟法における承認理論という点でも大きな問題が存在する。このような問題意識から、外国で成立した身分関係のふさわしい取り扱いを検討するため、ドイツやスイス等の立法及びハーグ条約を比較法的に分析しながら、外国で成立した身分関係の承認について考察を行ったのが本論文である。

この問題を考察するに当たって、本論文では、まず、外国で成立した婚姻、養子縁組、実親子関係（特に認知によって成立した親子関係）を個別に取り上げ（第二章、第三章、第四章）、それぞれの身分関係で重要な政策考慮は何かという観点から、それにふさわしい取り扱いを検討してみた。そして、婚姻や養子縁組ではハーグ条約のアプローチが最も望ましいものであることを明らかにし、認知によって成立した実親子関係では新たなアプローチも存在しないことから、わが国での現在の取り扱いの妥当性とその限界について検討してみた。

このように各身分関係を個別に検討した上で、外国で成立した身分関係の承認の問題全体について、わが国の現行法の解釈論として考える場合の妥当な解決とその限界を検討し（第五章）、最後に、立法論として考える場合の最も妥当な解決について試論を述べてみた（第六章）。

論文審査の結果の要旨

本論文は、外国で成立した身分関係はどのような場合に内国でその効力を承認すべきかについて、3つの主要な身分関係すなわち、外国で成立した婚姻、養子縁組、認知を取り上げ、わが国の立法、判例、学説、戸籍実務はもとより、ドイツやスイスの立法、ハーグ条約を比較法的に分析し、新しい角度からの問題の解決の方向を探ろうとしたものである。

法例13条では外国で成立した婚姻と内国での婚姻とは区別しないが、外国で有効に成立した婚姻を本国法を適用しなかったという理由で承認を拒否することは、婚姻を有効と信じた当事者の正当な期待を無視し、挙行地では有効で、

内国では有効でないという不均衡な婚姻を生ぜしめる結果となって妥当でない。むしろハーグ条約やスイスのように、外国で有効に成立した婚姻は原則として有効とし、重婚など内国ではどうしても承認を拒否すべき理由のある場合に例外的に否認するとの立場が妥当であり、戸籍実務も基本的にはこの立場であるとする（2章）。外国で成立した養子縁組、認知についても、法律行為による場合と裁判による場合とに分けて、ドイツ、スイス、ハーグ条約（養子縁組のみ）を参考に同様の分析を行う（3章、4章）。最後に外国で成立した法律行為による身分関係を現行の法例の規定により解決すること、及び外国で裁判により成立した身分関係（養親子関係や非嫡出親子関係）について、民事訴訟法118条の規定により解決することの問題点と限界を指摘し、基本的にはハーグ条約のアプローチ（これを実質的アプローチと呼ぶ）を採用すべきことを提唱する。

本論文は、外国身分関係の承認という優れて現代的な問題を従来の準拠法アプローチ、外国判決承認アプローチという伝統的な解決策の限界を指摘し、ハーグ条約やスイスの立法の示唆を受け、有効に成立した身分関係をできる限り承認しようという角度からの新しい問題提起を試みたものである。加えて戸籍実務に理論的な解明を与えた点、各國國際私法の比較法的な分析、各国の実質法の比較研究などの点においてもその成果が認められる。以上の点からみて、博士（法学）の学位を授与する価値があるものと判断する。